

北海道告示第10043号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年1月18日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その28)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 自給飼料生産支援酪農対策事業 良質な飼料生産の維持・拡大等の取組を行う道内の酪農経営体に対し、飼料生産資材の価格上昇見合い分を支援することにより、輸入飼料から道産飼料への転換を進めるため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>農業協同組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般（公益）社団法人、一般（公益）財団法人、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合又は知事が特に認めた者</p>	<p>1 支援金 補助対象者が道内の酪農家に対して、飼養頭数に応じた支援金を交付するのに要する経費 2 支援金の支払いに必要な事務費 振込手数料、通知書等の郵便料金、印刷費及びコピー用紙代、支援金交付対象牛頭数の確認に必要な費用等</p>	<p>定額</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期日 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体については、農政部生産振興局畜産振興課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>	